平成２０年（フ）第９００号
静岡市駿河区鎌田345番地の１
破産者　森田　直樹
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６９０号
静岡市葵区清閑町１番18号
破産者　堤　　洋之
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８６１号
静岡市葵区建穂２丁目５―30　ソービレジデンス建穂405号室、住民票上の住所静岡市葵区牧ヶ谷2292番地
破産者　松下　哲夫
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３５４４号
愛知県大府市若草町１丁目296番地
破産者　平岩　行広
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３５４５号
愛知県大府市若草町１丁目296番地
破産者　平岩　美香
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５３５号
名古屋市千種区内山１丁目15番４号　都サンライズ301号
破産者　村上　高義
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９０４号
名古屋市緑区鳴海町字山ノ神129番地の８
破産者　清水　朱美
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８３３号
愛知県瀬戸市原山台２丁目22番104号
破産者　小久保弘二
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３００４号
名古屋市北区金城１丁目２番Ｅ―1314号　中富住宅
破産者　福島　史子
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０５４号
愛知県愛知郡長久手町塚田321番地　サンハイツ市原101号
破産者　木野田　満
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０７６号
愛知県尾張旭市柏井町弥栄169番地９　ＡＮＮＥＸ柏井１―Ｄ
破産者　西原幸治こと　宋　　幸治
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１７５号
愛知県半田市瑞穂町８丁目３番地１
破産者　谷川　文和
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第５３２５号
大阪府河内長野市天見1938番地、開始決定時の住所奈良県生駒市鹿ノ台南２丁目２番地１
破産者　尾尻　昌弘
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５３２６号
奈良県生駒市有里町184番地３グリーンコート203、開始決定時の住所奈良県生駒市鹿ノ台南２丁目２番地１
破産者　東野　典子（旧姓尾尻）
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７５号
熊本市八景水谷１丁目３番５号
破産者　堤　貴美与
１　決定年月日　平成22年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４３２号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町3628番地の１グリーンヒルやまと103号
破産者　菅谷　雅美
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１７５号
茨城県日立市大久保町４丁目２番21―２号
破産者　近藤　進二
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１７６号
茨城県日立市大久保町４丁目２番21―２号
破産者　近藤美智子
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第３３８３号
神奈川県大和市深見152番地
破産者　宮澤　稔明
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７５号
神奈川県平塚市岡崎6237番地の32
破産者　本田　幸夫
１　決定年月日　平成22年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部